

公益財団法人三重県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<http://www.mie-sports.or.jp/home/>

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること | 三重県スポーツ協会（以下「本協会」という。）のスポーツ推進に係る事業を計画的に進めるため、中期計画を策定している。 三重県で策定した、令和5年度～8年度「第3次三重県スポーツ推進計画」と連携して、本協会の「第6次スポーツ推進計画」を策定し、事業を進めている。 「第6次スポーツ推進計画」は、本協会のホームページ上で公開している。 < http://www.mie-sports.or.jp/home/whats > |
| [原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。 | (1) NF団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること | 本協会役員及び職員については、倫理規程により基本的責務、遵守事項、違反した場合の処分等について定めている。また、職員においては、職員就業規程において、服務規程を定めている。加盟団体については、倫理に関するガイドラインにおいて倫理規程等の整備を進め、問題等が発生した場合の処分等を定めるよう促している。 |
| [原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | 定款をはじめ、各種規程等を整備している。 |
| [原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか | 定款をはじめ、各種規程等を整備している。 |
| [原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか | 役員報酬等に関する規程及び事務局職員の給与に関する規程を整備している。 |

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか | 定款の第4章において、本協会の資産及び会計について定めているほか、各種規程を整備している。 |
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか | 加盟団体規程において会費の納入について定めている。 また、賛助会員及び社会体育振興基金について規程を定め、スポーツ推進事業に協力依頼を行っている。 |
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること | 国スポの本県代表選手の選考は、各競技団体で選考された選手について、国民スポーツ大会開催基準要項細則等に基づき選考しており、JSPOの国民スポーツ大会における都道府県代表選手の選考に関する指針も踏まえ行っており、競技団体に選考基準の明確化を指導・助言している。 また、選手の権利保護については本協会及び加盟団体における倫理に関するガイドラインにより、指導者や選手に適切な対応を求めている。 |
| [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること | 本協会倫理規程において役職員の法令遵守について定め、周知を行っている。 コンプライアンスに関する研修会について、役職員、加盟する団体等を対象に周知しスポーツマンシップを学びながらコンプライアンス教育を行った。今後とも研修会に役職員が参加する機会を設ける。 |
| [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること | ・コンプライアンス研修会への積極的な参加について、選手及び指導者に呼びかけを進める。 また、国スポ選手や監督に向け、スポーツドクターとスポーツファーマシストによるアンチ・ドーピング教育を行っている。 ・公認スポーツ指導者向けに暴力行為根絶についてのテーマを入れ指導者研修会を年1回以上開催している。 |
| [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | ・事業の適正な実施と経理のため、本協会は会計事務所と顧問契約を締結し、公益目的事業を実施する上で公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて、業務を進めている。 ・本協会の目的を理解し、その事業運営に対し、識見と能力を満たしているものを監事として選任している。 ・独立監査人の監査として、公認会計士による取引や内部統制の監査や評価を受けている。 |

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | 県費による補助金等に関して、主管部局による実地検査及び予備監査を受けており、適切に運用している。 補助金等の交付要綱に沿って適切に処理し、対象競技団体等が適正に補助金等を執行できるよう、説明会や電話相談などを受けて実施している。 |
| [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | 法令上求められている貸借対照表のほか、事業報告書、正味財産増減計算書、財産目録、事業計画書、収支予算書、定款、役員名簿等の資料をホームページで開示している。 また、これらの書類は備置書類として閲覧できるようにしている。 < http://www.mie-sports.or.jp/home/whats > |
| [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること | 国民スポーツ大会に派遣する選手については、各競技団体において選手選考を実施した結果を受け、選手団の決定を行っている。選手団名簿については、本協会ホームページで公表している。 各競技団体の選手選考方針は、倫理に関するガイドラインに基づいて、選考基準を明確に定め、公平かつ透明性のある選考を指導している。 |
| [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | 本協会のガバナンスコードの遵守状況をホームページで令和6年9月に公表する。 < http://www.mie-sports.or.jp/home/whats > |
| [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | 加盟団体規程において、加盟の要件や報告等については明記している。また義務や権限等については、倫理に関するガイドラインに基づいて、加盟団体の組織運営や業務執行に対応しながら、今後、義務および権限等、ガバナンスコードの遵守のための整備を進める。 加盟団体への指導、助言及び支援については、随時対応をしている。特に、加盟競技団体の決算書類において、会計基準に基づいた作成を指導している。 |
| [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと | 加盟団体に向けたガバナンスやコンプライアンスに関する情報提供及び研修会情報の提供に努めている。また、加盟団体が実施する事業に対し、後援名義等の支援を行っている。 |